

ルワンダ ビジネス・スタディツアー 募集要項

2023年9月

[2023/10/25追加更新]

独立行政法人国際協力機構

ルワンダ事務所

共催：株式会社きらぼしフィナンシャルグループ

株式会社きらぼし銀行

株式会社きらぼしコンサルティング

1. 概要

日本企業によるアフリカ進出は、企業の規模、セクター、地域に関わらずここ数年で活発化し、500以上の日本企業がアフリカに進出しています。コロナの収束を経て、「市場の将来性」や「市場規模」などが大きく増加すると見込まれるアフリカ地域が有望市場として期待される傾向が今後も続く予想されます。

JICAルワンダ事務所は、昨年、東京きらぼしフィナンシャルグループ・きらぼし銀行と共催してルワンダビジネスセミナー（オンライン）を開催し、アフリカ市場に関心をもった多くの方にご参加いただき好評でした。一方で、より詳しい情報、事業状況を知りたいといった声もあがりました。しかしながら、オンラインでは伝えきれないことも多く、今回、実際に現場を見ながら、生の情報に触れていただく機会を設けることにしました。

なお、今回のツアーでは、農業およびICTに分野（特に農業DXに貢献する技術や製品、サービス）に特化しています。

ルワンダは、農業は全GDPの約3割を占め、労働人口の約6割が農業従事者ですが、四国の約1.5倍という小さい国土のうち耕作適地は48%と限られています。小規模な農業区画や高価格の農業資材、丘陵かつ有機物質の少ない土壌等の理由から農作物の収量は潜在能力を大幅に下回り、市場価格も低く農家の所得は低水準となっています。ルワンダ政府は、輸出を念頭に置いた高付加価値農産物のバリューチェーン強化を推進し、輸出を毎年17%増加させることを目指していますが、輸出を行う高付加価値農産物の国内業者は少数で規模も小さく、契約栽培農家のスキル不足、商業生産のための限定的な投資、高い国際基準の要求（品質や植物検疫等）への対応等の課題が存在しているのが現状です。

他方、近年の経済成長率は7-8%を維持し、経済促進の一つとして、2000年から継続的にICTを国の開発の柱にする政策を続けておりICT立国としても認知されています。デジタル技術活用を促進する起業家創出を推進し、従来、300を超えるスタートアップ企業や中小企業が輩出され、農業分野では天候や栽培にかかる情報アプリの提供といった事例も出ています。加えて、国内外の企業が概念実証（PoC: Proof of Concept）を行うための政策枠組みが制定され、ドローンでの血液輸送に代表されるような国外企業による革新的なPoCが行われています。

今般、ルワンダにおいて需要の高い農業およびICT分野を対象とし、ルワンダをアフリカ進出の足掛かりとして検討くださる日本企業様向けに、ルワンダ ビジネス・スタディツアーを実施致します。

ぜひ積極的にご応募検討頂ければと思います。

2. 本スタディツアーの対象領域

- ① 農業および ICT 分野全般
- ② 農業 DX に貢献する技術・製品・サービスを持つ企業 【奨励】

3. スケジュール

(1) 構成

5社程度の参加者を想定（1社につき最大2名、最小催行人数 5名）

(2) 行程（想定）

6泊7日間程度

日	行程	備考
1日目（日）	ルワンダ入国	現地集合
2日目（月）	JICA ルワンダ事務所でのブリーフィング 政府関係者や経済団体との面談	キガリ
3日目（火）	協力隊員の現場視察、意見交換	キガリ/地方
4日目（水）	課題解決ワークショップへの参加 イノベーションハブ視察、若手起業家との交流会	地方
5日目（木）	農業テック企業視察および意見交換	キガリ
6日目（金）	在ルワンダ日本企業および JICA 帰国研修員との交流会	キガリ
7日目（土）	ルワンダ出国	現地解散

* 事情により日程および行程を変更する可能性があることをご了承ください。

* 具体的な訪問先は参加者が確定してから、ご希望を踏まえ調整します。

* 最小催行人数に達しなかった場合は中止することをご了承ください。

(3) 想定される視察・面談内容

- ① 現地政府関係（農業省他）・経済団体（商工会等）との意見交換
- ② 現地民間企業（農業・ICT分野、海外企業含む）の視察、意見交換
- ③ 最終裨益者や社会課題の存在する現場視察
- ④ 課題解決ワークショップへの参加
- ⑤ 現地若手起業家との交流会
- ⑥ 現地で操業する日本企業やJICA帰国研修員との交流会
- ⑦ 協力隊員の現場視察、意見交換

【参考URL】

- ① [民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題 - 民間連携事業 \(jica.go.jp\)](#)
 - ・ [シート No. 07-636-0210 \(jica.go.jp\)](#) : 国内における農産物バリューチェーン
 - ・ [シート No. 07-636-0211 \(jica.go.jp\)](#) : 輸出を念頭においた農産物バリューチェーン
 - ・ [シート No. 07-636-0212 \(jica.go.jp\)](#) : コーヒー豆の生産性・品質向上
 - ・ [シート No. 12-636-0339 \(jica.go.jp\)](#) : 衛星データを活用した農業技術
 - ・ [シート No. 07-636-0209 \(jica.go.jp\)](#) : 生産性を向上させる農業技術や製品

② JICA 農業・ICT 関連プロジェクト（実施中）

- ・ コーヒーバリューチェーン強化振興プロジェクト
- ・ [灌漑水管理能力向上プロジェクト | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](#)
- ・ [デジタルイノベーション促進プロジェクト | ODA 見える化サイト \(jica.go.jp\)](#)

4. 参加費用

(1) JICAが負担する費用

- ① 現地での宿泊費
- ② ルワンダ国内の移動にかかる経費
- ③ 各種イベント参加費用

(2) 参加者にご負担いただく費用

※上記4. (1)以外の費用、以下は主要な例です。なお、参加者ご自身でご手配頂きます。

- ① 航空賃（出発到着地：日本国内⇄現地までの往復航空券）
- ② 居住地⇄出発到着地（日本国内の空港）の日本国内移動に係る費用
- ③ 旅券・査証取得経費（申請に必要な書類：戸籍抄本、写真等の取得経費含む）
※ルワンダ入国のための査証取得の方法は、ご参加確定者に別途ご連絡致します。
- ④ 海外旅行保険の加入経費
- ⑤ 必要な予防接種（黄熱病等）にかかる費用
- ⑥ 現地での食費等
- ⑦ 会議等に必要となる日本国内移動に係る費用（オンライン開催を除き、ツアー後の報告会など物理的に集合する場合を想定）

5. ご応募いただける企業・参加者

- (1) 日本の企業等（本邦登記法人）であること。
- (2) 2. の領域において、ルワンダを対象としたビジネスを検討していること。（別法人へのコンサルテーションを主目的としたコンサルタント等、ルワンダでの自らのビジネスを目的としない企業は対象外）
- (3) 中小企業・SDGsビジネス支援事業「ニーズ確認調査／ビジネス化実証事業」[応募・実施条件等及び募集要項に係る同意書](#)の10. に定義する反社会的勢力に合致しない企業・団体であること。
- (4) 参加者は、応募企業の経営陣あるいはルワンダでの事業展開を担う方であること。
- (5) 渡航前事前説明会及び現地視察の全行程に参加可能であること。
- (6) ルワンダ国の事情（道路状況や衛生環境等）を勘案した上で、全行程に参加可能な健康状態であり、JICAの規定する安全対策の行動制限（夜間徒歩移動禁止等）に沿って行動

いただけること。

- (7) ツアー参加に際して海外旅行保険に加入頂くこと。（JICAにて推奨する保険を紹介可）
- (8) ツアーでの視察や面談には通訳（JICAの日本人現地職員か外部委託）が同行致しますが、ホテル滞在や食事時に使う最低限の旅の英会話は必要となります。）
- (9) 事前準備や専門的な用語にかかる通訳のために、事前に資料提供いただく等準備にご協力いただけること。
- (10) プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。
- (11) 4. の費用のご負担と、渡航に係るご準備をご自身で手配頂けること。
- (12) 帰国後、JICA や業界団体、地元経済団体が開催する国内セミナー等で、ルワンダでのビジネス可能性、企業や日本企業との連携の可能性について情報発信できること。

6. 新型コロナウイルスにかかる出入国時の措置、ワクチン接種

2023年9月25日現在の情報です。ツアー実施時に状況が変更になる場合があります。

(1) ルワンダ入国時

2022年8月1日以降、出発前の陰性証明書取得は不要。到着時の空港検査もなし。

【参考URL】 [ルワンダ入国及び日本入国に関するお知らせ | 在ルワンダ日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

(2) 日本入国時

2023年4月29日以降、有効なワクチン証明書又は出国前検査証明書の提示は不要。

有効なワクチン接種証明書	出国前検査証明書	到着時検査	入国後待機
不要	不要	なし	なし

【参考URL】 [水際対策 | 厚生労働省 | 日本政府 \(mhlw.go.jp\)](#)

(3) 必要なワクチン接種

- 黄熱の予防接種証明書（イエローカード）は必須ではないが、取得済みであることが望ましい。
※黄熱に感染する危険国の空港に12時間以上滞在した渡航者もイエローカードが要求されます。
- その他推奨するワクチンは以下を参照ください。

【参考URL】 [海外渡航のためのワクチン \(forth.go.jp\)](#)

7. 応募および実施までの流れ

(1) 応募方法

JICAホームページの参加申込フォームより必要事項をご記入ください。

応募期限：2023年11月10日（金）日本時間17：00まで

<https://forms.office.com/r/ndV2nt0Xug>

(2) 選考について

応募が定員枠を超えた場合には、JICA側で選考させていただくことがあります。予めご了承ください。なお、選考は下記の応募書類への記載内容を基に行います。

- ① 会社概要
- ② 海外での事業実績
- ③ アフリカで想定しているビジネスの内容（特に中小企業・SDGs ビジネス支援事業への応募を検討しているビジネス）
- ④ スタディツアーに期待すること（希望する視察先・得たい情報など）
- ⑤ スタディツアー参加者情報

(2) 全体スケジュール

2023年10月17日	ビジネスセミナー実施（スタディツアー概要説明含む：オンライン）
2023年11月10日	スタディツアー応募締め切り
2023年11月下旬	参加企業発表
＜以下、選考により参加が確定した方のみ＞	
2023年12月5日（仮）	スタディツアーに向けた手続き及び事前説明会（オンライン）
2024年2月4日～10日	スタディツアー実施
2024年3月中旬	スタディツアー報告会（ハイブリッドを想定）

9. 問い合わせ先

ご不明点等ありましたら、以下までご連絡ください。

JICA ルワンダ事務所 担当：牧田 rw_oso_rep@jica.go.jp

10. その他

(1) JICAからのツアー中止や延期の扱い

最小催行人数に満たない場合は、ツアーを中止致します。（11月下旬 参加企業発表に決定） [2023/10/25追加]

その他、現地の治安や感染症（エボラウイルスなど）の状況によっては、やむを得ずツアーの中止や延期が避けられない場合が有ります。外的要因によるフライトの変更やキャンセル料等、準備のためにご負担いただいた費用はJICAでは負担しかねます。

(2) 参加企業からのツアーキャンセル [2023/10/25追加]

参加企業決定後は原則ご参加をお願い致します。

但し、参加者側のやむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、現地での宿泊や車

両予約、スケジュール調整の関係上、2週間前にはご連絡をお願い致します。

ツアー2週間前を過ぎてJICA負担分（宿泊・車両・イベント参加料等）のキャンセル料が発生した場合は、キャンセル料を請求させていただくことがあります。

(3) 本スタディツアーの位置づけについて

本スタディツアーは、上述のとおり中小企業・SDGsビジネス支援事業への応募促進等を目的の一つとしたものですが、本スタディツアーへの参加自体が同支援事業の応募審査にあたっての加点要素となることはありません。

(4) 参加者の不正行為防止について

参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程（平成16年規程（人）第28号）に基づく「[独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン](#)」、
「[JICA不正腐敗防止ガイダンス](#)」の遵守をお願いします。また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「[国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約](#)」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 外国公務員等に対して参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本ツアーの実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

(5) 個人情報の扱いについて

- ① 応募書類に含まれる個人情報等は、「[独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）](#)」に従い、適切に管理し、取り扱います。
- ② 応募書類に含まれる個人情報等は、本スタディツアーの審査、派遣決定後の宿泊手配にのみ使用します。
- ③ 応募書類は、JICAが本スタディツアーを運営する以外の目的では一切使用いたしません。